

## 西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの（障害手当）

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-2：障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの（障害手当）
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用に関する条例別表第1第3の項西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの（障害手当）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第1条	西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）第1条及び第3条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条</p> <p>この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の心身の健やかな成長に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。第3条      手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、西東京市の区域内に住所を有するものに支給する。（2）      20歳未満の者であって、次に掲げる程度の障害を有するもの      ア      知的障害者であって、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの      イ      身体障害者であって、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの。      ウ 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者</p>
⑦独自利用事務の関連規範		西東京市児童育成手当条例西東京市児童育成手当条例施行規則

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	西東京市児童育成手当条例第5条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当（うち障害手当に限る）第5条の支給資格及び手当の額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号ロ	西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
---------------	------------------	------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	西東京市児童育成手当条例第7条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出（障害手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号ロ	西東京市児童育成手当条例施行規則第10条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	西東京市児童育成手当条例施行規則第13条

事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	現況の届出（障害手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務
-------	--	----------------------------------

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号ロ	西東京市児童育成手当条例施行規則第13条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2016年10月11日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

委任関係	
------	--